

岩手労働局発表
平成23年3月28日(月)

担	岩手労働局職業安定部
	部長 矢野 誇須樹
	職業安定課長 渡部 和夫
当	電話 019-604-3004

学生等震災特別相談窓口・震災特別相談窓口を設置します
～東北地方太平洋沖地震による採用内定取消しなどの相談窓口を開設します～

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生により、震災地域では多数の尊い人命が失われ、甚大な経済的被害もたらされており、また、全国の事業所においても経営状況が悪化することが見込まれることから、採用内定取消し等新卒者等の雇用に関する問題が生じることが想定されます。

このため、岩手労働局では「学生等震災特別相談窓口」の設定等、次のような対策を実施し、採用内定取消しの回避、就職支援等に取り組んでいます。

1. 盛岡新卒応援ハローワークにおける「学生等震災特別相談窓口」の設置(平成23年3月28日)
2. 事業主に対する採用内定取消し等回避の働きかけ
3. 採用内定取消しを受けた新卒者に対する就職支援の推進

★内定取消などに関する相談状況(平成23年3月25日現在:把握分)

相談件数総数				70			
事業所				内定者(学校・保護者含む)			
合計	内定取消	入職繰下	その他	合計	内定取消	入職繰下	その他
40	19(4)	20(2)	1	30	21	9	0

※()はハローワークの助言・指導により内定取消・入職繰下をしないこととした数(うち数)。

★岩手労働局の対応

● 「学生等震災特別相談窓口」の設置（平成23年3月28日）

盛岡新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、新卒者等の採用内定取消を中心とする就職支援の相談を行います。

【支援内容】

- ・新卒者・保護者・学校の就職指導担当者等から相談があった採用内定取消等の事案の聴取
- ・採用内定取消が疑われる場合の事業所管轄ハローワークへの連絡
- ・事業所管轄ハローワークと連携した事業主への指導等
- ・ジョブサポーター等による一貫した就職支援

また、他のハローワークでは、「震災特別相談窓口」で相談を受け付けています。

● 事業所への対応① 「採用内定取消し等回避への働きかけ」

震災による事業所損壊・休業・取引先の減少等により事業所の経営状況は厳しいことを踏まえた上で、新卒者等の不利益を改めて説明し、可能な限り当初の期日・条件での入社を求める等の働きかけを行います。

【主な指導・助言の内容】

- ・雇用調整助成金等を活用した入社日（雇用）の維持（休業扱い、研修の実施等）
- ・採用場所が被災した場合は就業場所を変更しての採用
- ・施設復旧までの最小限の期間による入社日の延期
- ・関連企業への一時的な出向

なお、3月23日に県内主要経済団体に対し、採用内定を得ている新卒者が可能な限り入社できるよう、また、可能な限り予定していた期日に入社できるよう最大限の努力求める要請を実施しました。

【要請先経済団体】

- ・岩手県中小企業団体中央会
- ・岩手県商工会連合会
- ・岩手県商工会議所連合会
- ・社団法人岩手県経営者協会

● 事業所への対応② 「採用内定取消し等の手続指導」

震災被害が深刻で、真にやむを得ない理由で採用内定取消を行う場合は、事業主から採用内定者に対して、採用内定取消しを行わざるを得ない理由を十分に説明し、採用内定者から補償等の要求が行われた場合には誠意を持って対応するよう指導しています。

● 事業所への対応③ 「内定取消通知書による通知」

事業主が採用内定取消しを行おうとするときは、あらかじめハローワークに対し、「新規学校卒業者の内定取消通知書」による通知を求めますが、震災の影響により通知書による通知が困難な場合には、ハローワークが聞き取った内容に基づき、通知書を作成します。

● 事業所への対応④ 「採用内定事業所と連絡が取れない場合等」

新卒者から採用内定事業所と連絡が取れない等の申出があった場合は、ハローワークからも改めて連絡を行います。

● 採用内定取消しを受けた新卒者等に対する就職支援

やむを得ず学生・生徒が採用内定取消しを受けた場合には、関係機関と連携したあらゆる支援策を活用して早期の就職が実現できるよう全力を挙げて支援します。

支援期間は特に限定せず、就職するまで継続した支援を徹底します。

【主な支援メニュー】

- ・ 新卒者等の就職に資する求人情報の定期的な提供
- ・ 綿密な個別職業相談
- ・ 個別求人開拓
- ・ 新卒者就職実現プロジェクト（既卒者向け奨励金）の活用
- ・ ニーズに応じた職業訓練の情報提供及び受講勧奨